

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－１ 監督事務の流れ</p> <p>Ⅱ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</p> <p>主なオフサイト・モニタリングは、別紙３の「主要行等の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール」を目途に行うものとする。</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 定期的なヒアリング オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</p> <p>① 決算ヒアリング 半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</p> <p>② 総合的なヒアリング <u>銀行の決算状況等を踏まえ、収益管理体制の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況、資本政策の状況等について、年に２回（６月及び１２月を目途）ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>③ リスク管理ヒアリング</p>	<p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－１ 監督事務の流れ</p> <p>Ⅱ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</p> <p>主なオフサイト・モニタリングは、別紙３の「主要行等の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール」を目途に行うものとする。</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 定期的なヒアリング オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</p> <p>① 決算ヒアリング 半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。<u>なお、必要に応じて、第１四半期決算（４月～６月）、第３四半期決算（４月～１２月）についてもヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>② 総合的なヒアリング 収益管理体制の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況、資本政策の状況等について、年に２回（<u>９月及び３月を目途</u>）ヒアリングを実施することとする。</p> <p>③ リスク管理ヒアリング</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、年に<u>2回（3月及び9月頃を目途）</u>ヒアリングを実施することとする。その際、経営陣の認識、関与状況等についてもヒアリングすることとする。</p> <p>④ 内部監査ヒアリング 銀行のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、銀行の内部監査部門から、年<u>2回（4月及び10月頃を目途）</u>ヒアリングを実施することとする。その際、銀行の内部監査部門の役割、内部監査の実施状況（監査結果に基づく改善状況を含む。）、今後の課題等についてもヒアリングすることとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－2－1 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－2－1－1 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－2－1－1－3 監督手法・対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期限前償還等の届出受理に際しての確認</p>	<p>銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、年に<u>1回（10月頃を目途）</u>ヒアリングを実施することとする。その際、経営陣の認識、関与状況等についてもヒアリングすることとする。<u>なお、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて随時ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>④ 内部監査ヒアリング 銀行のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、銀行の内部監査部門から、年<u>1回（4月頃を目途）</u>ヒアリングを実施することとする。その際、銀行の内部監査部門の役割、内部監査の実施状況（監査結果に基づく改善状況を含む。）、今後の課題等についてもヒアリングすることとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－2－1 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－2－1－1 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－2－1－1－3 監督手法・対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期限前償還等の届出受理に際しての確認</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出(当該劣後ローン又は劣後債が海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代わり金を銀行に回金するためのものである場合を含む。)又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の消却に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」(平成 10 年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守(特に重要な事項)</p> <p>Ⅲ-3-1-3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ-3-1-3-1 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>Ⅲ-3-1-3-1-1 意義</p> <p>(1) (略)</p>	<p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出(当該劣後ローン又は劣後債が海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代わり金を銀行に回金するためのものである場合を含む。)又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」(平成 10 年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守(特に重要な事項)</p> <p>Ⅲ-3-1-3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ-3-1-3-1 本人確認、疑わしい取引の届出義務等</p> <p>Ⅲ-3-1-3-1-1 意義</p> <p>(1) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(2)「犯収法」制定の経緯</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(以下「本人確認法」という。)が施行された。</p> <p>(注)その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され(「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称)、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3)我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</p>	<p>(2)「犯収法」制定の経緯等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(以下「本人確認法」という。)が施行された。</p> <p>(注)その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され(「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称)、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。<u>また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成20年6月施行、以下「振込詐欺被害者救済法」という。)において、金融機関は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等(犯罪利用預金口座等)である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3)我が国の組織犯罪規制等の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>①～③ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(4) 金融サービス濫用防止についての意義 各金融機関が、犯収法により義務付けられた本人確認等や疑わしい取引の届出を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 特に国際的に活動する主要行等にとっては、国際社会の厳しい要請に<u>応えていく必要があることに留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p>	<p>①～③ (略) ④ <u>更に、振込詐欺被害者救済法は、犯罪利用預金口座等について、被害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手続を規定するものであるが、金融機関にとっては、従来、預金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する。金融機関においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続きの問題ではなくコンプライアンスの問題として位置付け、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備していく必要がある。</u></p> <p>(4) 金融サービス濫用防止についての意義 各金融機関が、犯収法により義務付けられた本人確認等や疑わしい取引の届出、<u>盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪等による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</u> 特に、<u>国際的かつ全国的に活動する主要行等においては、国際社会の厳しい要請に<u>応えていく必要があるとともに、組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていることなどから「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。</u></u></p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(1) 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行(いわゆるシェルバンク)でないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、コルレス契約の締結・継続を判断する態勢が整備されているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。</u>また、<u>利用者保護</u>のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな</p>	<p>(1) 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行(いわゆるシェルバンク)でないこと、<u>及び架空銀行との取引を行っていないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、<u>上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢が整備されているか。</u></u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 口座の不正利用等を防止するため、預金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、<u>本人確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。</u>また、<u>口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて銀行の預金口座に振込みを請求したりするなど、<u>預金口座を不正に利用した悪質</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(5) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p>	<p><u>な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった顧客からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預金規定や振込詐欺被害者救済法に定められている預金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</u></p> <p>(5) <u>振込みを利用した犯罪行為の被害者の財産的被害を迅速に回復するため、振込詐欺被害者救済法に規定する犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等について、社内規則で明確に定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。その際、消滅手続期間中における被害申出者に対し、支払申請に関し利便性を図るための措置を、また、被害が疑われる者に対し、支払手続実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を、適切に講ずるものとしているか。</u></p> <p>(6) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－３ 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認めら</p>	<p>(7) 盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するため、窓口での預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認を行う態勢が整備されているか。また、通帳の印影から印鑑の偽造を防止するための措置を講じているか。</p> <p>不正払戻しの被害にあった顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、約款、顧客対応方針等において統一的な対応を定めるほか、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</p> <p>不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p> <p>(注) 不正払戻し発生防止に向けた施策が、顧客利便を大きく損なうことのないよう配慮する必要がある。</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－３ 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記(1)から(7)の着眼点等に照らして本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告(追加の報告を含む。)を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>れる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(中略)</p>	<p>るときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p><u>(参考)</u></p> <p>・「<u>預金等の不正な払戻しへの対応</u>」について（平成 20 年 2 月 19 日：全国銀行協会）</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅲ－3－3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅲ－3－3－1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅲ－3－3－1－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成 13 年 7 月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の</p>	<p>Ⅲ－3－3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅲ－3－3－1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅲ－3－3－1－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成 18 年 6 月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配布するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>イ. 問題となる行為の例として「<u>融資先企業</u>に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、<u>契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げ</u>を受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「<u>債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること</u>」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 問題となる行為の例として「<u>融資先企業</u>に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配布するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>イ. 問題となる行為の例として「<u>借り手企業</u>に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、<u>契約に定めた金利の引上げ</u>を受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「<u>債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること</u>」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 問題となる行為の例として「<u>借り手企業</u>に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(中略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅲ－３－７ インターネットバンキング</p> <p>Ⅲ－３－７－２ 主な着眼点</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 顧客対応</p> <p>インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性(対策として、振込限度額の設定等)等、様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明態勢が整備されているか。</p> <p>顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。</p> <p>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、顧客への周知(公表を含む。)が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</p> <p>不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p>	<p>Ⅲ－３－７ インターネットバンキング</p> <p>Ⅲ－３－７－２ 主な着眼点</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 顧客対応</p> <p>インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性(対策として、振込限度額の設定等)等、様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明態勢が整備されているか。</p> <p>顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。</p> <p>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、顧客への周知(公表を含む。)が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、<u>顧客対応方針等を定めるほか、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) (略)</p> <p>Ⅲ-3-7-3 監督手法・対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>Ⅲ-3-7-3 監督手法・対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>・「預金等の不正な払戻しへの対応」について(平成20年2月19日：全国銀行協会)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針(別紙) 新旧対象表

現 行						改 正 案					
(別紙3)						(別紙3)					
主要行等の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール						主要行等の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール					
	銀行における決算・ディスクロージャー	主な当局への報告		オフサイト・モニタリング (分析・評価・ヒアリング)							
		財務会計情報	リスク情報	ヒアリング等	財務関係情報	リスク情報					
7月	ディスクロ誌	日計表等	市場、流動	監督方針を策定・公表	個別銀行のデータ整備						
8月	四半期決算公表	日計表等	市場、流動、信用		決算分析						
9月		日計表等	市場、流動	<u>リスク管理ヒアリング</u>							
10月		日計表等	市場、流動	<u>内部監査ヒアリング</u>							
11月	中間決算公表	中間決算状況表 日計表等	市場、流動、信用、統合	決算ヒアリング	決算分析						
12月		半期報告書 中間業務報告書 経営実態報告 日計表等	市場、流動	<u>総合的なヒアリング</u>							
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表等	市場、流動			分析、ヒアリング					
2月	四半期決算公表	日計表等	市場、流動、信用		決算分析						
3月		日計表等	市場、流動	<u>リスク管理ヒアリング</u>							
4月		日計表等	市場、流動	<u>内部監査ヒアリング</u>							
5月	決算公表	決算状況表 日計表等	市場、流動、信用、統合	決算ヒアリング	決算分析						
6月		有価証券報告書 業務報告書 経営実態報告 日計表等	市場、流動	<u>総合的なヒアリング</u>							

	銀行における決算・ディスクロージャー	主な当局への報告		オフサイト・モニタリング (分析・評価・ヒアリング)		
		財務会計情報	リスク情報	ヒアリング等	財務関係情報	リスク情報
7月	ディスクロ誌	日計表等	市場、流動	監督方針を策定・公表	個別銀行のデータ整備	
8月	四半期決算公表	日計表等	市場、流動、信用	<u>四半期決算ヒアリング</u>	決算分析	
9月		日計表等	市場、流動	<u>総合的なヒアリング</u>		
10月		日計表等	市場、流動	<u>リスク管理ヒアリング</u>		
11月	中間決算公表	中間決算状況表 日計表等	市場、流動、信用、統合	決算ヒアリング	決算分析	
12月		半期報告書 中間業務報告書 経営実態報告 日計表等	市場、流動			
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表等	市場、流動			分析、ヒアリング
2月	四半期決算公表	日計表等	市場、流動、信用	<u>四半期決算ヒアリング</u>	決算分析	
3月		日計表等	市場、流動	<u>総合的なヒアリング</u>		
4月		日計表等	市場、流動	<u>内部監査ヒアリング</u>		
5月	決算公表	決算状況表 日計表等	市場、流動、信用、統合	決算ヒアリング	決算分析	
6月		有価証券報告書 業務報告書 経営実態報告 日計表等	市場、流動			